## 法人県民税

### ■均等割の税率

1			
<b>壮 L の</b> 互八	税 率		
法人の区分	平成20年4月1日から令和10年3月31日までに開始する事業年度		
資本金等の額が50億円を超える法人	8 4 0, 0 0 0		
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	567,000		
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	136, 500		
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	52, 500		
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人、公益法人等	21,000		

# ■法人税割の税率

	税率		
法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日から令和 8年 3 月 31 日までに開始する事業年度	
次のいずれかに該当する法人 ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	4. 0%	1. 8%	
上記以外の法人	3. 2%	1.0%	

# 法人事業税

					税	率		
	事業の区分	法人等の区分	所得等の区分	平成28年4月1日 から令和元年9月 30日までに開始す る事業年度	令和元年10月1 日から令和2年3 月31日までに開 始する事業年度	令和2年4月1日 から令和4年3月 31日までに開始す る事業年度	令和4年4月1 日以後に開始す る事業年度	
			所得のうち年 400 万円以下の金額	0.3%	0.	4%		
		外形標準課税法人	所得のうち年 400 万円を超え 800 万 円以下の金額	0.5%	0.	7 %	1.0%	
			所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.	0 %	1. 0 %	
		普通法人 (資本金1億円超)	3以上の都道府県に事務所・事業所 がある法人の所得	0.7%		0%		
			付加価値額	1. 2%				
			資本金等の額		0.	5 %		
	2、3、4以	普通法人	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%		3.5%		
1	外の事業		所得のうち年 400 万円を超え 800 万 円以下の金額	5.1%		5.3%		
		一般の法人、一般 社団・一般財団法 人など	所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%			
			資本金の額又は出資金の額が1,000 万円以上で3以上の都道府県に事務 所・事業所がある法人の所得	6. 7%		7.0%		
		MARION, I	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3. 5%		
	特別法人 協同組合、信用金 庫、医療法人など	(	所得のうち年 400 万円を超える金額	4.6%		4. 9%		
			資本金の額又は出資金の額が1,000 万円以上で3以上の都道府県に事務 所・事業所がある法人の所得	4.6%		4. 9%		
2	事業、配電事業	般送配電事業、送電 ※1、特定送配電事 は給業※2、保険業	収入金額	0.9%	0.9% 1.0%			
	雷気供給業	売電気事業、 (資本金1億円超)	収入金額	0.9%	1.0%	0. 7	5%	
	発電事業、小		付加価値額	— 0. 37%		7 %		
3	売電気事業、 特定卸供給事		資本金等の額	— 0. 15%		5 %		
	業※1	普通法人 (資本金1億円以下) 特別法人	収入金額	0.9%	1. 0%	0. 7	5%	
			所得金額	_	_	1. 8	5%	
			収入金額	0.9%	1.	0%	0.48%	
4	特定ガス供給業	<u>* 2</u>	付加価値額	—		0.77%		
			資本金等の額	- 0.32%		0. 32%		
N# / -	A 5 . a = += 1/ -= 1-	1-1	ると可動車米及が独立知供外車米に成す	am eV 1basebase a 1base	) b (D) + + D)(#44	+		

<sup>※1</sup> 令和3年度改正において、電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業に係る課税方式が定められました(R4.4.1以後終了事業年度から適用)。

<sup>※2</sup> 令和4年度改正において、ガス供給業のうち、特定ガス供給業を除く製造小売事業については普通法人と同様の課税方式となりました (R4.4.1以後開始事業年度から 適用)。

#### 地方法人特別税

	税率		
課税標準	平成28年4月1日から令和元年9	令和元年 10 月 1 日以後に	
	月30日までに開始する事業年度	開始する事業年度	
外形標準課税法人(資本金 1 億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	4 1 4. 2%		
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	43.2%	廃止	
収入金額課税法人の法人事業税収入割額	4 3. 2 70		

#### 特別法人事業税

		税率			
課税標準	法人等の区分	令和元年10月1日から令和2年3月31日 までに開始する事業 年度	令和2年4月1日か ら令和4年3月31日 までに開始する事業 年度	令和4年4月1 日以後に開始す る事業年度	
法人事業税所得割額	人事業税所得割額 外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)		260.0%		
(発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業※1	外形標準課税法人以外の普通法人	37.0%			
に係る所得割額を除く)	外形標準課税法人以外の特別法人	3 4. 5%			
	電気供給業(一般送配電事業、送電事業、 <u>配電事業※1</u> 、特定送配電事業)、 <u>導管ガス供給業※2</u> 、保険業を行う収入金額課税法人	30.0%			
法人事業税収入割額	電気供給業(発電事業、小売電気事業、 <u>特定卸供 給事業※1</u> )を行う収入金額課税法人	30.0% 40.0%		0%	
	特定ガス供給業※2を行う収入金額課税法人	30.0%		62.5%	

#### ●令和5年度税制改正に係る主な税制措置について

## 加算金制度の見直し

令和6年1月1日以後に提出期限が到来する申告書の、期限後申告等に係る加算金制度が、下記①②のとおり 改正となりました。

## ① 高額な不申告に対する不申告加算金の割合の引き上げ

不申告加算金について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が、20%から30%に引き上げられました。

## ② 一定期間繰り返し行われる不申告行為に対する不申告加算金等の加重措置の整備

不申告加算金、重加算金の10%加重の対象要件に「期限後申告、修正申告(※1)、更正、決定があった場合において、当該期限後申告等に係る地方税の、前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について不申告加算金(※1)又は重加算金(※2)に係る決定をすべきと認める場合」が追加されました。

- (※1) 更正又は決定があるべきことを予知してされたもの。
- (※2) 不申告加算金に代えて課されるもの。

## ● お問い合わせ先

名称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
東部県税事務所 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176	0857-20-3515	0857-20-3519
中部県税事務所 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巌城町 2	0858-23-3109	0858-23-3118
西部県税事務所 事業税担当	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	0859-31-9626	0859-31-9613
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目 220	0857-26-7054	0857-26-7087

<sup>※</sup> 鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。